

総務省 規制の事前評価書 (電気通信主任技術者の配置要件の緩和)

所管部局課室名：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

電話：03-5253-5862

メールアドレス：shisutemuka@soumu.go.jp

評価年月：平成26年10月22日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的

電気通信主任技術者の配置要件を緩和することにより、電気通信事業者の負担を軽減し、電気通信事業への新規参入・事業の拡大を図る。

(2) 規制改正の内容及び必要性

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第45条第1項では、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者を選任しなければならないと規定されている。この規定に基づき、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条第1項第1号において「事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごと」、同項第2号において（業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者について）「事業用電気通信設備を設置する都道府県ごと」に電気通信主任技術者を選任（以下それぞれ「事業場選任」及び「都道府県選任」という。）することが義務付けられている。

一方、電気通信事業者が電気通信主任技術者を必要数確保するにあたっては、一定の費用が必要となることから、これが電気通信事業への新規参入・拡大の妨げとなっている。

そこで、電気通信主任技術者の配置要件を以下のとおり緩和する。

- ① 公衆無線 LAN アクセスサービスに用いられる無線 LAN 基地局であり、(ア) 適合表示端末機器（登録認定機関等による技術基準適合認定等を受け、その旨の表示が付された端末機器）、又は（イ）電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定めた技術的条件に適合することについて登録認定機関等の認定を受けた端末機器、を使用する都道府県については、都道府県選任の電気通信主任技術者の選任を要しないこととする。
- ② 電気通信役務の提供に用いる「電気通信設備」を自ら設置せずすべて他の電気通信事業者から借りている電気通信事業者について、借りている設備が「貸し主」が電気通信主任技術者を選任し監督を行っている設備である場合は、設備を借りている電気通信事業者には、電気通信主任技術者の選任義務（事業場選任及び都道府県選任）を課さないこととする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

(2) 行政費用

新たな行政費用は発生しない。

(3) その他の社会的費用

1 (2) ①については、設備に損壊等の事故が生じた場合に、都道府県ごとに電気通信主任技術者が配置されていないことにより復旧に時間が掛かり、当該電気通信事業者によるサービスを利用している消費者が影響を蒙るおそれがあるが、社会的影響が小さい機器を使用する場合に限定しているため、社会的費用はほぼ発生しない。

1 (2) ②については、社会的費用は発生しない。

3 規制の便益

本改正によって、一定の条件に該当する場合、電気通信事業者は電気通信主任技術者資格を所持する者を確保する必要がなくなることから、新たに電気通信事業へ参入しようとする事業者及び事業の拡大を図る事業者において、必要となる費用の低減が見込まれる。

また、そのことにより電気通信事業への新規参入・事業の拡大、ひいてはサービス対象範囲の拡大・料金の低下が期待され、社会経済の発展につながるものである。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本改正により、一部の電気通信事業者の負担軽減が図られ、電気通信事業への参入・事業の拡大が容易になり、社会経済の発展を促すという便益がある一方、以下の理由により、社会的費用はほぼ発生しないと認められることから、本案による改正は妥当と考えられる。

(1) 項目 1 (2) ①の改正について

当該機器は、仮に故障等が発生した場合、1つの基地局による使用可能エリアが数十メートル程度であり、携帯電話の基地局（数 km 程度）等より狭いため、1つの基地局の故障が与える影響が小さい。また、当該機器は、利用者の電気通信設備をインターネットに接続するために直接接続する点として、当該機器単独の構成でのみ用いられる機器であるため、復旧時の交換作業や設定が簡易であり、電気通信主任技術者が事故発生時に指揮命令をする必要性が低い。

また、当該機器は、電気通信回線に接続する際の技術基準適合性について、電気通信事業者以外の者（登録認定機関等）による認定等を受けた機器であり、利用者が電気通信回線に接続するような、単純な機能、構成となっており、複雑な設定が不要であることから、近年に発生した事故（重大事故に限らず、四半期報告による事故を含む。）の主な原因（機器の故障・人為ミス・ソフトウェアバグ等）からみても、サーバーや交換機等の設備と比較して、事故を引き起こす可能性が低いと認められる。

なお、事業場選任については、公衆無線 LAN アクセスサービスを提供している事業者の事業場が直接に管理している事業用電気通信設備は、「多数の無線 LAN 基地局」を（遠隔操作で）集中管理している設備であると考えられ、そのような設備に損壊等

の事故が生じた場合の社会的影響は小さくないと考えられるため、選任を免除しないことが妥当である。

(2) 項目1(2)②の改正について

電気通信役務の提供に用いる「電気通信設備」を自ら設置せずにすべて他の電気通信事業者から借りている電気通信事業者については、その電気通信設備について、設備の貸し主である電気通信事業者が「技術基準」等の規律対象となり、現場における設備の「工事、維持・運用」の監督は、貸し主が選任した電気通信主任技術者が行っている場合が考えられる。

そのような場合において、同じ設備に関して借り主である電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任し、事故発生時等に重畳的に現場監督させる義務を課す必要性は低い。

5 有識者の見解その他関連事項

「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」(座長：酒井善則 放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長)において、情報通信ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展により、多様化・複雑化してきた電気通信事故の防止の在り方について検討を行い、平成25年10月に同検討会の報告書が取りまとめられた。

今回の改正は、上記の「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

6 レビューを行う時期又は条件

当該制度を導入後、技術の発展等により、状況の変化があった場合には、適宜見直しの検討を行う。

7 代替案との比較その他

本改正は、電気通信事業の普及促進のため、ネットワークの安全・信頼性に支障がない範囲で規制を緩和することとしたものであり、現時点では、他の代替案等はない。